2015 50th Anniversary



岩倉市子ども会連絡協議会 創立 50 周年記念誌

目 次

会長挨拶				
-	岩倉市子ども会連絡協議会	会長	関戸	誠1
お祝いの言葉				
-	岩倉市長		片岡	惠2
-	岩倉市教育長		長屋	勝彦2
•	愛知県議会議員		高桑	敏直3
1	社会福祉法人岩倉市社会福祉協調	議会 会長	伊藤	憲治3
-	岩倉市議会 議長		宮川	隆······ 4
.	岩倉市商工会 会長		山田	幹夫4
•	愛知県子ども会連絡協議会	会長	大沢	勝5
Ī	西尾張子ども会連絡協議会	会長	名倉	亨5
わたしたちの 10 年間のあしあと 6				
創立 50 周年記念事業 フォトアルバム······· 8				
単位子ども会 フォトアルバム				
	岩倉北小学校区	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	<u>.</u>
	岩倉南小学校区			
	五条川小学校区	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	2 7
	曾野小学校区	••••••	•••••	3 2
岩倉市子と	ごも条例	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	3 7
歌詞「明るい町の子」				

創立 50 周年を迎え



岩倉市子ども会連絡協議会 会長 関戸 誠

岩倉市子ども会連絡協議会が創立50周年を迎えられたことに、 関係者の皆様に心より感謝申しあげます。

子ども会活動は、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、それぞれの地域での特徴を生かした活動を行ってきました。子どもは地域の宝として、皆さんとともに守り育てられ、遊びだけにとどま

らず神社の清掃・廃品回収のお手伝いなど奉仕活動も行っています。そうした子ども会運営や活動を通じて、大人社会の情報交換、交流の場でもある子ども会が、子どもにとっても地域にとってもなくてはならない存在となっているのではないでしょうか。また、子ども達をとりまく環境の変化などで、保護者をはじめとした地域の皆様が役員として運営していただく事が難しくなってきている事を踏まえ、組織変革も含めて考えていかなければと思います。

子どもたちのために何ができるか、何が大切かを考え、会の更なる存続発展に邁進していきた いと思います。

最後に、これからも会がますます発展していけるよう、皆様からのご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

子どもの自主性・社会性を養おう!

子ども会は学年の枠を超えた集まりです。

高学年の子どもは集団を引っ張っていくようなリーダーシップを、低学年の子どもたちもそんなお兄さんやお姉さんの姿を見ながら協調性を養い、自主性や社会性を育てていきます。

近年の子ども会で行っている主な行事活動 (各子ども会により異なります)

- ○新入生歓迎会 ○校区の運動会 ○山車引き
- ○ゲーム大会 ○お楽しみ会 ○デイキャンプ
- ○クリスマス会 ○6年生お別れ会
- ○遠足(セントレア、愛知牧場、日本昭和村、博物館、ボウリング、スケート、動物園、レストラン、おやつカンパニー、森永乳業、体験施設 等)

一つの行事を行うには、子どもたちが集まって相談 し計画を立て、役割分担し、準備を行って当日を迎 えます。行事を終えたら、その結果を振り返り、次 の活動に結びつけていきます。こうして一貫した活 動を進める事がとても大事です。

子ども会とは

子ども会は、遊びをとおして、あなたの町で様々な活動にとりくみ、たくさんの仲間を作りながら、子どもたちの体力と気力を養います。地域を基盤として、家庭や学校だけでは得難い子どもの発達に不可欠な経験を積んでもらう事を目的としています。

子どもたちの育成

育成者とは、子どもをもつ親と地域に住むすべて の大人の人々を言います。

子どもたちの人間形成は、総合性を持って行われるべきものですから、家庭・学校・社会の三者が それぞれの教育機能を発揮し、緊密に連携する事が地域における教育力を高める要となります。

また、地域のおとな一人一人が育成者である事を自覚し、一致協力する事が大切です。

一育成は身近な事と捉える様にして進めていきましょう~



50周年を祝して

岩倉市長 片岡 恵一

創立 50 周年、誠におめでとうございます。これまで子ども会活動を通じて、 子どもたちの健全育成 にご尽力されました多くの関係の皆さまに深く感謝と敬 意を申し上げます。

さて、時代とともに少子化が進み、核家族化やライ フスタイルの 多様化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わっています。そんな中でも、子ども会の皆さまが大切にしてこられた、子ども同士のつながり、親とのつながり、地域とのつながりが大事であることは変わりません。そして、いつの時代にあっても子どもたちの笑顔がまちの真ん中にあって、私たちを元気にしてくれることを願ってやみません。そのためにも、岩倉市子ども会連絡協議会の今後ますますのご発展を心からお祈り申し上げるとともに、皆さまの一層のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



「お祝いの言葉」

岩倉市教育長 長屋 勝彦

岩倉市子ども会連絡協議会が創立50周年を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。長きにわたり多くの方々のご尽力があり、今日の貴会があるのではないかと思います。今までご尽力をいただきました関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

同じ年齢の子どもたちが学級という集団の中で学び合うことが多い学校に対して、 子ども会は異年齢の子どもたちが集まり、その中で様々な関わり合いを持ちながら学び、成長していきます。学校生活では経験できない関わりも多く、自分より年上のお兄さんやお姉さんとのつながりの中で、上級生としての気配りや心遣い、下級生への優しさやいたわりの心等も学んでいきます。いつかあんなお兄さん、お姉さんになりたいと願うようにもなります。自分より年下の子と関わる時には、世話をすることの大変さや喜びも感じながら上の者としての心構えを自覚していくのではないでしょうか。

又、地域の方やお世話をして下さる保護者の方々とのつながりの中では、子ども同士とは違う関係性を学んでいくこともあります。学校が横の関係を中心とした学びとするならば、子ども会は縦の関係、斜めの関係で学び、優しく逗しく、そして人として幅広く成長していく貴重な場ではないかと思います。

昨今、会の運営に携わることの大変さ等もあり、子ども会活動が縮減されていく傾向があるようですが、 複雑多様化するこれからの社会だからこそ、人と人との関わりを学ぶ場として、子ども会活動が一層重要な 場となってくるのではないかと思います。ご苦労も多いかと思いますが、未来のまちづくり人である子ども たちのために、今後ともお力添えをいただきますようお願いし、お祝いの言葉とさせていただきます。



50周年の祝辞

愛知県議会議員 高桑 敏直

岩倉市子ども会連絡協議会が創立50周年を迎えられましたことを心からお 祝い申し上げます。さて、少子化・核家族化が進み、情報に溢れ、子供たちを取 り巻く環境が大きく変化しているこの時代、貴会には今何が必要かを考え行動し、

青少年育成を一層推進していることに心より感謝と敬意を表します。子供たちが人として尊ばれ、よりよい環境下で育てられる様、引続き素晴らしい事業展開されますことをご期待申し上げます。

結びに50周年を契機に岩倉市子ども会連絡協議会の益々のご発展と、関係者皆様のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして祝辞とさせていただきます。



50周年を祝して

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会 会長 伊藤 憲治

岩倉市子ども会連絡協議会が創立され、50周年を迎えられましたことを心より お喜び申し上げます。

また、半世紀にわたり、貴会の発展に携わられた歴代会長をはじめ役員ならびに関係者の皆様のご尽力に深く敬意を表します。

この 5 0 年間で生活環境は多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しております。しかし、次世代を担う子どもたちを地域の中で育てるという役割は変わらず、その中核を担う子ども会には、一層の期待が寄せられております。

私ども岩倉市社会福祉協議会も、地域福祉を推進する組織として、子ども会活動の充実のため様々な事業に 取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、子どもたちが明るく健やかに育つ地域づくりのために、貴会のますますの発展と、関係者の皆様の ご活躍をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



50周年を祝して

岩倉市議会 議長 宮川 隆

岩倉市子ども会連絡協議会が、創立50周年を迎えられ市議会を代表して、 心からお喜び申し上げ、これまでの子ども会活動の発展に尽力されました関係 者の皆様に深く敬意を表し、重ねて感謝を申し上げます。

子どもたちを取り巻く環境が時代とともに変わっても、地域の子ども会へのさまざまな活動支援やリーダー育成など「岩子連」として多くの活動を積み重ねられたことが、地域での大切な役割を果たされ、今日を迎えられたものと思います。

将来を担う岩倉の子どもたちが限りなく成長し、子ども会の活動が一生の大切な思い出となりますよう願っております。

結びに、岩倉市子ども会連絡協議会のますますのご発展と皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、お祝い のことばとさせていただきます。



50周年を祝して

岩倉市商工会 会長 山田 幹夫

岩倉市子ども会連絡協議会が創立50周年を迎えられましたことを心から お祝い申し上げます。そして、今日まで子ども会活動の発展にご尽力されま した関係者の皆様に深く敬意を表するものでございます。

さて、商工会と子ども会のつながりと申しますと、30年以上にわたり一豊行列合同パレードに子ども神 奥のご参加をいただき、大いに商工市民まつり・いわくら市民ふれ

愛まつりを盛り上げていただきました。あらためて厚くお礼を申し上げます。

子どもたちの健やかな成長によって、岩倉が真に元気なまちとなりますよう、皆様の更なるご活躍を心からお願いし、50周年のお祝いのことばとさせていただきます。



50周年を祝して

愛知県子ども会連絡協議会 会長 大沢 勝

岩倉市子ども会連絡協議会が結成され50周年を迎えられましたことを、 心よりお祝い申し上げます。

また、50年間にわたり、岩倉市における子ども会活動の発展に携われた歴

代会長をはじめとする役員ならびに関係者の方々の並々ならぬご尽力に対し、深く敬意を表するとともに感 謝申し上げる次第でございます。

今後とも、次代を担う子ども達が、明るく健やかに育つ、活力ある地域づくりのために、岩倉市子ども会連絡協議会がいっそうご発展されますとともに、関係者の皆様のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして、お祝いのことばといたします。



50周年をお祝いして

西尾張地区子ども会連絡協議会 会長 名倉 亨 (愛西市子ども会連絡協議会 会長)

岩倉市子ども会連絡協議会結成50周年、誠におめでとうございます。この50年の間に子ども達を取り巻く社会環境、地域や保護者の意識は大きく変化してきましたが、そうしたなか多年にわたり活動を続けられたのも、ひ

とえに歴代の役員及び会員の皆様の尽力によるものであり、心より敬意を表するとともにお慶び申し上げます。

子ども会の主役である子ども達が今後も元気いっぱい活躍できるよう、愛西市子連といたしましても同じ 西尾張子連の一員として、子ども会活動を盛り上げていくとともに、貴連絡協議会のますますのご発展をご 祈念申し上げます。



ったしたちの1

年間の定例事業

第1回年少リーダー研修会 各小学校区スポーツ大会

育成会役員研修会 第2回年少リーダー研修会 映画鑑賞会

秋 育成会会長交流会 第3回年少リーダー研修会

第4回年少リーダー研修会 岩倉市子ども会大会 新役員研修会

岩子連機関紙 「たけのこミニ」5月発行 「たけのこ」9月、3月発行 子ども会活動写真展 例年2~3月 定例役員会 毎月1回開催

この年の主な行事・出来事

優良子ども会







中本町

知 西市西

社 曽野

協

上市場、北島、 すずらん、神 連 野、大山寺

5月 40周年記念事業

> 「大綱引き大会」 「わくわく工作」「みんな集まれ遊ぼう」等



6月 育成会役員研修会



7月 第2回年少リーダー研修会



岩倉市子ども会大会

神野

知 中本町

社 北島 協

西市西、さん ご、あさひ、八 剱北、稲荷



9月 会長懇談会



2月 第4回年少リーダー研修会

県 子 あさひ

知 稲荷

社 すずらん

子 なかよし

知 大市場

岩鈴井、北島、な 子 かよし、石仏、 連 大市場



みんなあつまれそぼうよ



10月 第3回年少り



県 神野

岩 新柳、つばさ、 子 すずらん、八剱 連北、真光寺



た け の 創こ 刊ミ



9月 育成会会長交流会 (懇談会から名称変更)



11月 市民ふれ愛まつり 子ども神輿に参加

八剱北

知 真光寺

県社 つばさ

北口、さんご、 子なかよし、八剱 連 中、稲荷

年間のあ

協力•協賛事業

- 西尾張地区子ども会連絡協議会 地域子ども会指導者育成事業
- 8月 水辺まつり
- 10月 岩倉市民体育祭
- 10月
- クリーンチェック岩倉 市民ふれ愛まつり 環境フェア 11月
- 愛知県子ども会大会 11月
- 12月 岩倉親子餅つき大会
 - クリーンアップ五条川

この年の主な行事・出来事

優良子ども会





2月 岩倉市子ども会大会 子ども会活動写真コンテストがスタート

県子 北口

知 なかよし

· 県 社 さんご 協

事

岩北口、北島、す 子 ずらん、八剱 連中、大山寺





岩倉市市制40周年記念市民提案事業 わんぱく大縄跳び大会



八剱中

知 北口

事県 社

協 上市場、さん ご、なかよし、 連 八剱南、稲荷



6月 育成会役員研修会



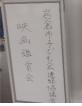
7月 みんなあつまれあそぼうよ

県 子 上市場

知 八剱南

社 稲荷

協 岩東町、すずら 子ん、川井、大市 連 場、石仏







9月 <u>上映作品「</u>シュガーラッシュ 映画鑑賞会



県子 東町

知 川井

· 社 大市場

岩北口、つばさ、 フレンド、神野、 子

連 稲荷







3月 新役員研修会 県子連県知 岩倉団地フレンド

事県社 神野

岩 西市西、ひば 子 り、すずらん、石 連 仏、大山寺

創立50周年記念事業 フォトアルバム

H27. 8.29 映画鑑賞会

H27. 9.12 e ネット安心講座

H27.12.6 子どもニュースポーツまつり

H28. 2.14 岩倉市子ども会大会

H28. 3.21 記念誌発行

ご協力団体;

IVC、いわくら OYG クラブ、岩倉武将隊、 岩倉スポーツクラブ、岩倉太鼓友の会、 岩倉市老人クラブ連合会、岩倉中学校、 岩倉南部中学校、MUSIC SPACE









































中本町子ども会

会員数39名









東町子ども会

会員数96名



上市場子ども会

会員数36名





北口子ども会

会員数56名







新柳子ども会

会員数37名





西市北子ども会

会員数117名





鈴井子ども会

会員数65名





北島子ども会

会員数30名





野寄子ども会

会員数28名





川井子ども会

会員数23名





さんご子ども会

会員数31名



西沼子ども会

会員数22名





ひばり子ども会

会員数32名





つばさ子ども会

会員数63名





おおぞら子ども会

会員数26名





ひまわり子ども会

会員数23名





にじいろ子ども会

会員数13名





石仏子ども会

会員数76名



神野子ども会

会員数69名





八剱南子ども会

会員数52名





八剱中子ども会

会員数40名





八剱北子ども会

会員数57名





大市場子ども会

会員数57名





下本町子ども会

会員数95名



大山寺子ども会

会員数64名







曽野子ども会

会員数84名





岩倉市子ども条例

平成 20 年 12 月 18 日条例第 28 号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利(第3条~第7条)

第3章 子どもの権利を保障するための責務(第8条~第12条)

第4章 子どもに関する施策(第13条~第21条)

第5章 子どもの務め(第22条~第24条)

第6章 雑則(第25条)

切にされなくてはいけません。

附則

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子も大切にするとともに、 社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見いだし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を 保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするととも に、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しや さしいまちの実現をめざします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。 2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子ど もを養育する者をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

(自分らしく生きる権利)

- 第4条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。
 - ・。 (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
 - (2) 自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。
 - (3) 発達に応じて、自分のことを自分で決めること。

(育つ権利)

- 第5条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。
 - (1) 遊び、学び、休息すること。
 - (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。
 - (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
 - (4) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

(守られる権利)

- 第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。
 - (1) 命が守られること。
 - (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
 - (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
 - (4) あらゆる差別を受けないこと。
 - (5) 愛情と理解を持って育まれること。
 - (6) 平和な環境で生活できること。
 - (7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

- 第7条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、 次のことが保障されます。
 - (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
 - (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
 - (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
 - (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第8条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、

子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(市の青務と役割)

第9条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡をとり、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

(市民の責務と役割)

第10条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかで安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

(学校の責務と役割)

第11条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

第12条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

第4章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等からの救済)

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、 いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければな りません。

(権利救済委員)

- 第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、 岩倉市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を設置 します。
- 2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。
- 3 救済委員の任期は、2年とします。

(子どものための場所の確保)

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

(施設の活用)

第16条 市は、子どもが安心してすごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

(子育ての支援)

第17条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

(子どもの参画の推進)

第18条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができる仕組みをつくるよう努めます。

(行動計画の策定と検証)

第19条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の 実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直 しをしていくよう努めます。

(子どもの権利を考える週間)

第20条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11 月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。

(市民への啓発) 第21条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市民に理解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行います。

第5章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第22条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第23条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。 (平和への自覚)

第24条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和 な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。

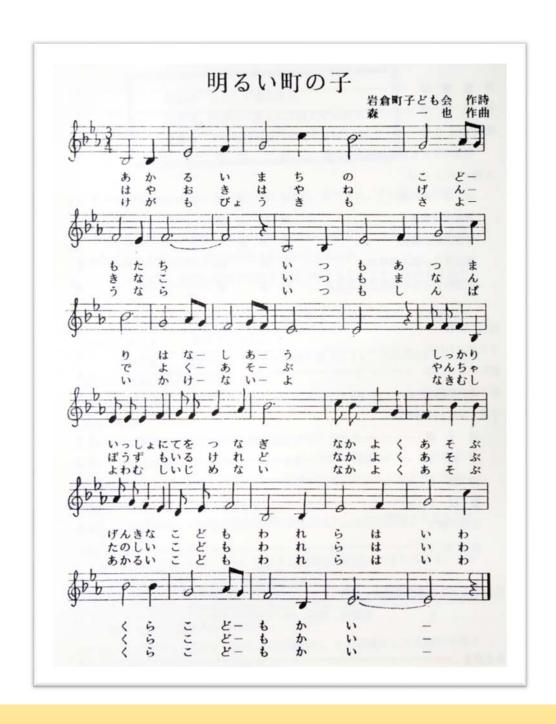
第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定めます。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成21年4月1日から施行する。



~岩倉市子ども会連絡協議会創立 50 周年記念誌~

平成28年(2016年)3月21日発行

編集・発行 岩倉市子ども会連絡協議会

〒482-0042 愛知県岩倉市中本町西出口15番地の1

岩倉市第一児童館(くすのきの家内)

TEL · FAX 0587-38-1106

ホームページ http://iwakoren.wix.com/iwakoren